

社会福祉法人幸星会の役員及び評議員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、役員及び評議員、評議員選任・解任委員（以下役員等という）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席したとき、その他の法人業務に携わったときは、源泉徴収所得税控除後の次に掲げる日当を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(1) 1日 4時間以内 5,000円（源泉徴収所得税控除後の金額）

(2) 1日 4時間以上 10,000円（源泉徴収所得税控除後の金額）

2 監事には上記報酬の他に別途、源泉徴収所得税控除後の次に掲げる任期報酬を支給する。

(1) 50,000円／年（源泉徴収所得税控除後の金額）

(報酬の支払方法)

第3条 第2条第1項の報酬の支払いは、会議出席、業務従事の都度現金にて支払う。なお第2条第1項の報酬の支払いは、年度末の3月中までに現金にて支払う。

2 報酬の支払い額は、国税庁の当該年度の所得税の税率により逆算し、源泉徴収所得税額額を加えた金額となる。

(附則)

この規定は、平成29年3月1日より施行する。

(附則)

この規程は、平成29年10月1日より施行する。

(附則)

この規程は、平成30年10月23日より施行する。

(附則)

この規程は、令和 1 年 6 月 20 日より施行する。